○総務省訓令第53号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年11月２日

総務大臣　藤井比早之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表２（第３条関係）

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

<table>
<tr><td>無線局の目的</td><td colspan="2">免許の主体及び開設の理由</td><td>通信事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
<tr><td>公共業務用</td><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td>内閣府が、内閣府設置法第４条第３項第８号の人工衛星等を定める政令（平成24年政令第185号）に規定する人工衛星の運用に必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td>無線航行衛星業務に関する事項</td></tr>
<tr><td></td><td>6－2</td><td>内閣府又は防災庁が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第３条第１項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td>防災対策に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">［略］</td></tr>
</table>
別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準

［第１　略］

第２　陸上関係

［１　略］

２　公共業務用無線局

［(1)・(2)　略］

(3)　公共業務用（通信事項が防災対策に関する事項の無線局（中央防災</td><td>
別表２（第３条関係）

［同左］

<table>
<tr><td>［同左］</td><td colspan="2">［同左］</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［同左］</td></tr>
<tr><td>［同左］</td><td colspan="3">［同左］</td></tr>
<tr><td></td><td>6</td><td>内閣府が、内閣府設置法第４条第３項第７号の７の人工衛星等を定める政令（平成24年政令第185号）に規定する人工衛星の運用に必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td></td><td>6－2</td><td>内閣府が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第３条第１項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</td><td>［同左］</td></tr>
<tr><td colspan="4">［同左］</td></tr>
</table>
別紙２　［同左］

［第１　同左］

第２　［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　［同左］
</td></tr>
</table>

に係る無線局に限る。)の場合に限る。)

ア　中央防災に係る無線局の審査は、次により行う。

(ア)　中央防災に係る無線局の免許は、防災庁に付与することができるものとする。

[(イ)・(ウ)　略]

(エ)　回線構成の基本的原則

回線構成は、防災庁が防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）第３条に規定する任務を遂行するために必要な通信及び非常災害時(訓練時を含む。)において情報収集等を行うための通信を確保できるものであることを基本とする。

(オ)　回線構成等

A　固定通信系

(A)　回線構成

回線構成の対象機関は、防災庁が防災庁設置法第３条に規定する任務を遂行するために必要とする機関であること。

[(B) ～ (D)　略]

(E)　交換機の設置

回線構成上、防災庁に設置する固定局に中央防災用無線専用の自動交換機を設置すること。ただし、危険分散等を図るため、他の機関にも設置することができることとする。

[B　略]

(カ)　電気通信事業者回線の利用

衛星系等の電気通信事業者回線を利用する場合は、次の条件を満たすものであることとする。

[A　略]

B　非常災害時(訓練時を含む。)において、防災庁が設置する回線と電気通信事業者回線が無線設備の機能、維持管理及び運用面において一体となって非常災害時の通信の疎通が図られる体制がとられていること。

ア　[同左]

(ア)　中央防災に係る無線局の免許は、内閣府に付与することができるものとする。

[(イ)・(ウ)　同左]

(エ)　回線構成の基本的原則

回線構成は、内閣府が内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第４条第１項第 18 号及び第 19 号並びに第３項第７号の９及び第 15 号に規定する任務を遂行するために必要な通信及び非常災害時(訓練時を含む。)において情報収集等を行うための通信を確保できるものであることを基本とする。

(オ)　[同左]

A　[同左]

(A)　回線構成

回線構成の対象機関は、内閣府が内閣府設置法第４条第１項第 18 号及び第 19 号並びに第３項第７号の９及び第 15 号に規定する任務を遂行するために必要とする機関であること。

[(B) ～ (D)　同左]

(E)　交換機の設置

回線構成上、内閣府に設置する固定局に中央防災用無線専用の自動交換機を設置すること。ただし、危険分散等を図るため、他の機関にも設置することができることとする。

[B　同左]

(カ)　[同左]

[A　同左]

B　非常災害時(訓練時を含む。)において、内閣府が設置する回線と電気通信事業者回線が無線設備の機能、維持管理及び運用面において一体となって非常災害時の通信の疎通が図られる体制がとられていること。

［C　略］	［C　同左］
(キ)　その他	(キ)　［同左］
A　非常災害時(訓練時を含む。)における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための機能的措置が防災庁において図られていること。	A　非常災害時(訓練時を含む。)における緊急重要通信の優先的疎通を確保するための機能的措置が内閣府において図られていること。
［B・C　略］	［B・C　同左］
イ　緊急連絡用回線(非常災害時(訓練時を含む。)における、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県庁(都道府県の地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置される機関をいう。以下同じ。)との間の固定通信路をいう。以下同じ。)の審査は、以下により行う。	イ　［同左］
(ア)　対象無線局	(ア)　［同左］
A　防災庁所属固定局であって、通信事項が防災対策に関する事項であるもの	A　内閣府所属固定局であって、通信事項が防災対策に関する事項であるもの
［B・C　略］	［B・C　同左］
(イ)　回線構成等	(イ)　［同左］
［A～C　略］	［A～C　同左］
D　中央防災無線網と国土交通省無線網との接続については、防災庁所属防災内閣府局と同庁所属防災第３合庁局との間の既設マイクロ多重回線に、従来の中央防災無線網とは別に、緊急連絡用回線と接続するための通信路を増設し、国土交通本省内の交換機において、同通信路の異名義人間の有・無線接続を行うこととする。	D　中央防災無線網と国土交通省無線網との接続については、内閣府所属防災内閣府局と同府所属防災第３合庁局との間の既設マイクロ多重回線に、従来の中央防災無線網とは別に、緊急連絡用回線と接続するための通信路を増設し、国土交通本省内の交換機において、同通信路の異名義人間の有・無線接続を行うこととする。
［E・F　略］	［E・F　同左］
［(ウ)　略］	［(ウ)　同左］
別図(3)	別図(3)
［略］	［同左］
［●：防災庁免許、◎：国土交通省免許、△：県免許］	［●：内閣府免許、◎：国土交通省免許、△：県免許］
［(4)～(22)　略］	［(4)～(22)　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
［第３～第５　略］	［第３～第５　同左］

附　則

この訓令は、令和８年11月２日から施行する。